慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	都市圏設定に関する一考察 : 日本・アメリカ合衆国・英国の定義を比較する
Sub Title	A note for defining functional urban regions
Author	長田, 進(Osada, Susumu)
Publisher	慶應義塾大学日吉紀要刊行委員会
Publication year	2006
Jtitle	慶應義塾大学日吉紀要. 社会科学 No.16 (2006.) ,p.15- 28
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN10425830-20060000-0015

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

都市圏設定に関する一考察

――日本・アメリカ合衆国・英国の定義を比較する――

長　田　　進

1　最初に

都市研究を行う時に，都市の定義を検討することは必要である。なぜならば都市の持つ様々な側面のうち，どの点を重視しているのかを明確にするからである。日本の場合，行政上，都市的な性格を持つ地域のことを行政において市部として区別しており，人口規模や人口密度，産業構造を考慮して設定されている。

今日では，人々は行政的地域の境界線を越えた活動が日常的になり，労働の場所としての都市と都市型生活をおくる場としての都市が乖離を見せている。このような環境では，都市の実勢を反映した地域の設定が行政の担当者や都市の研究者から求められるようになり，単なる行政区域を越えた都市圏の設定が必要とされる。具体的な例を挙げると，アメリカ合衆国では，20世紀前半から現在に至るまで政府が都市圏の設定を一貫して行っているし，英国の地理学者Peter HallとDennis Hayが1980年にヨーロッパ諸国の都市システムの国際比較を行った時に，都市圏を設定している。

以上を踏まえて，今回は，国土の分析を行うための都市圏設定について，米国・英国・日本の三カ国で発表されている都市圏の設定基準を理解することを主な目的にしている。そして，将来の日本の都市圏設定について新たな視点を加えるための資料を提供することにつないでいることとしたい。

2　米国の都市圏定義

2－1　標準大都市圏（Standard Metropolitan Statistical Area, SMSA）

都市圏定義について考える時に，アメリカ合衆国の試みについて注目することは重要である。なぜならば，合衆国は都市の郊外化の経験を反映し，20世紀初頭から大都市圏の概念に基づき都市圏の定義の整備が進んでいるからである。特に1950年の人口センサスで定義された「標準大都市圏（Standard Metropolitan Area, 以下SMAと略す）」を修正し1960年以降に用いられた「標準大都市統計圏（Standard Metropolitan Statistical Area, 以下SMSAと略す）」は合衆国以外の国の都市圏設定に影響を与えている。

SMSAはアメリカ合衆国の基本的な行政単位であるカウンティ（County）を基本単位としており，各SMSAは中心都市を必ず含む，一つ以上の連接した複数のカウンティによって構成される。1970年の人口センサスで用いられたSMSAの設定基準は以下の通りである。中心都市は，人口規模がその基準となっており，人口が50,000人以上の都市は中心都市として取り扱われる。中心都市は単一の都市である必要はなく，境界を接する二つの都市の人口の合計が50,000人以上の場合には，これらの都市を単一の中心都市として取り扱うこととしている。

また，SMSAを構成する全てのカウンティは中心都市から切れ目なくつながっている必要があり，その各カウンティの労働者の75％以上が非農業労働者であることは前提である。SMSAを構成するカウンティはさらに，以下にあげる三つの基準のうち一つを充たす必要がある。第一は，人口密度が１平方マイルあたり150人以上の互いに連接しあう行政区域にそのカウンティの人口の50％以上が居住していることである。第二の基準は，当該カウンティで雇用される非農業労働者数が中心都市の属するカウンティに雇用する非農業労働者数の10％以上であるか，10,000人以上であるかのいずれかである。第三は，当該カウンティで居住される非農業労働者数が中心都市の属するカウンティに居住する非農業労働者数の10％以上であるか，10,000人以上であるかのいずれかである。

そして，中心都市と周辺地の関係については次にあげる二つの基準のいずれかを充たす必要がある。第一の基準は，当該カウンティの労働者の15％以上が中心都市に通勤している場合である。第二の基準は，当該カウンティで働く労働者の最低25％以上は中心都市が属するカウンティに居住する場合である。

SMSAの設定基準は時代背景の変化とともに修正を続けており，1983年に基準の見直

しが行われ,「大都市統計圏（Metropolitan Statistical Area, MSA）」と変更された。また,1990年からは，都市圏は総称を「大都市圏（Metropolitan Area, MA）」と改め，MAを構成するものとして独立したMSAと，相互関連性が認められるMSAを結合した「複合大都市統計圏（Consolidated Metropolitan Statistical Area, CMSA）」および「原大都市統計圏（Primary Metropolitan Statistical Area, PMSA）」の三種類からなっている。

2－2　Core Based Statistical Area（CBSA）

Office of Management and Budget（OMB）は，経済活動の複雑化に対応するにはMSAの修正にとどまらない「Core Based Statistical Area（以下CBSAと略す）」と呼ばれる都市圏定義を2000年の人口センサスから用いることを提唱している。CBSAは人口密度の高い都市化地域（Urbanize AreaやUrban Cluster）を用いて，10,000人以上の都市化地域を含む地域を全て都市圏として定義している。このうち，Urbanized Areaの人口が50,000人以上の地域を「大都市圏（Metropolitan Area）」，10,000人以上50,000人未満の地域を「小都市圏（Micropolitan Area）」と区別している。中心都市の人口規模によってCBSAは区分されるが，郊外の設定基準は，CBSAでは共通化されている。当該カウンティの全就業者人口の25％以上が中心地に通勤するか，当該カウンティの就業者のうち少なくとも25％が中心都市を含むカウンティに居住していること，のどちらかを充たす必要がある。

3　英国の都市圏定義

3－1　標準大都市労働圏（Standard Metopolitan Labour Areas, SMLA）と大都市経済労働圏（Metropolitan Economic Labour Area, MELA）

この節では，合衆国以外で設定された都市圏定義の例として，英国の代表的な都市圏を紹介する。Hall et al.（1973）の研究では,「標準大都市雇用圏（Standard Metropolitan Labour Area, 以下SMLAと略す）」と「大都市経済労働圏（Metropolitan Economic Labour Area, 以下MELAと略す）」という二種類の都市圏の定義をイングランドに設定し，都市集落を設定している。これら二つの定義の内容は以下の通りである。

SMLAの定義は合衆国のカウンティに相当する地方行政区域（Metopolitan Boroughs, County Boroughs, Urban Districts, Rural Districts）を基本単位とし，複数の地方行政区

域が結合して構成されている。各SMLAは中心地と郊外の二種類の地域に区分されている。

中心地の設定基準は，労働者人口の密度が就業者１エーカー当たり５人以上であること，あるいは20,000人以上の労働者人口を持つ行政区である。また，この基準は複数の連接しあう行政区域から成り立つ場合，それらを単一の行政区域として取り扱う。以上，SMLAの設定基準に用いる指標はSMSAと異なり，労働者人口に関する指標を重視している。

この様に，SMLAの中心都市の設定はSMSAに対して異なる指標を用いているが，郊外の設定基準は，SMLAの設定基準はSMSAとほぼ等しい。すなわち，対象区域の全労働者の15％以上が特定のSMLAの中心都市に通勤するとき，そのSMLAの郊外として取り扱う，という基準となっている。

以上の定義に加えて，各SMLAの人口規模は総人口が70,000人以上であることが必要である。なお，SMSAの基準で用いられる労働者の職業別割合に関する条件は，SMLAの設定時に調査した結果，有効な基準でないとされ除外されている。

MELAはSMLAを拡張した定義であり，SMLA－MELAと一体化して取り扱うべき定義である。MELAはSMLAを含む都市圏であり，SMLAを拡張する定義である。この二つの定義をまとめると，SMLAは都市圏の最小範囲を示す定義であり，MELAは都市圏の最大限の広がりを示す定義である。MELAでは，中心地と郊外はSMLAの定義と同一である。相違点として，MELAでは郊外の外側に外部郊外を設定している。MELAの外部郊外は，すでにSMLAの中心都市でもSMLA郊外でもない地域から設定される。その設定基準として，SMLA郊外の基準を充たしていない地域のうち，特定のSMLA中心都市に一番多くの通勤者が出ている場所であり，SMLAから連続していることが求められる

SMLA－MELA定義は，英国の環境省（Department of Environment, DoE）が研究を行いながら，ウェールズとスコットランドを含めたグレートブリテンの基準として採用されている。この区分を基準単位として用いた研究例都市では，Spence et al.（1982）を挙げることができる。

3－2　Hall and Hay（1980）の機能的都市圏域（Functional Urban Regions, FUR）

Hall and Hay（1980）では，ヨーロッパの諸国の都市システムについての比較研究を行っているが，この研究では，英国の都市圏設定として，「機能的都市地域（Functional Urban Region, 以下FURと略す）」を用いた。FURはSMLA－MELAを修正した定義の一つといえる。その内容は，圏域を決定するために，1971年のデータに基づいて設定しており，圏域の最小人口を60,000人とSMLA－MELAの設定基準の70,000人より引き下げている。この定義によると，グレートブリテンには138のFURが存在する。その内訳は，イングランドとウェールズで125，スコットランドで13，である。

このようにグレートブリテン全土をFURの概念で網羅しようと試みても，依然としてスコットランドのハイランド地方はFURの設定ができない箇所は存在する。そこで，Smart（1974）が労働市場を調査したときのデータを用いて，それらの地域を28の地域に区分した。その結果，イングランド，ウェールズ，スコットランドを合わせたグレートブリテンは166の地域に分割された。

3－3　地方労働市場圏（Local Labour Market Area, LLMA）

日本同様，政府機関が一貫した都市圏設定を行っていない英国では，研究者による都市圏の設定は何種類も存在している。Coombes et al.（1982）が定義を設定した「地方労働市場域（Local Labour Market Area, 以下LLMAと略す）」はその代表例である。この定義は，1971年の人口センサスデータを用いて設定されており，グレートブリテンの全土は280のLLMAに区分された（Champion et al., 1987）[1)]。

LLMAの中心地を設定するのに重視した内容は，地域雇用の中心であることと，商業の中心地であることだった。LLMAの設定基準では，今回に取り上げた他の定義と異なり，集落の中心性を重視するために，人口規模に関する基準は用いない。これは，実在する雇用圏と商業活動範囲を可能な限り網羅することを目的としているからである。実際の市街地が行政的境界より広域にわたる場合は単一の行政区より広域の場所を中心地として取り扱い，複数の行政区からなる中心地を定めている。

郊外の設定は，中心都市が設定された後に決定される。LLMAの場合もSMSAや

1）　Coombes et al.（1982）では，LLMAは281の地域に区分されている。

SMLAと同様に，対象地域全集業者のうち15％以上が特定の中心地に通勤している場合に，その中心都市に対する郊外として取り扱うこととする。この中心都市と郊外を組み合わせたものについては「日常的都市圏（Daily Urban System, 以下DUSと略す）」と定義づけ，この場所に人口が集中している。さらに，DUSに含まれないがDUSと緩やかな関係が認められる区域については外部郊外としてLLMAを構成する区域として取り扱う。

LLMAの設定基準は上記の通りであるが，Champion et al.（1987）によると各圏域の構成により分類が行われている。まず，圏域の人口が50,000人を超える場所を「都市機能地域（Urban Functional Region, 以下Urban FRと略す）」，圏域人口が50,000人未満の場所を「農村地域（Rural Area）」と分類した。1981年の人口センサスによるとUrban FRは228，Rural Areaは52存在する。

さらにUrban FRは各地域の相互関連性に着目した結果三種類に分類される。あるUrban FRの労働者人口の7.5％以上が他の隣接するUrban FRに通勤している場合，これらの複数のUrban FRを結合したものを「大都市地域（Metropolitan Region, 以下MRと略す）」と取り扱う。MRを構成するUrban FRのうち，労働者が流出するUrban FRを「従属的機能地域（Subdominant FR）」，他の地域からの労働者の流入を受けるUrban FRを「支配的機能地域（Dominant FR）」と分類する。MRは20存在することとなり，Dominant FRとして分類されるのは20，Subdominant FRは93存在する。そしてそのどちらにも属していない115の地域については「独立型機能地域（Free-standing FR）」と分類する。

4　日本の都市圏定義

前節の通り，英国の機能的地域の設定基準を調べると，合衆国の定義の根底にある要素を用いつつ，自国の状況，および研究目的にあった方式で定義を定めている。この節では，日本の過去の研究からいくつか代表的な都市圏の定義を紹介することで，日本の都市圏に対する考え方を一覧している[2)]。

2）　今回取り上げる定義のほかにも，都市圏の定義は他にも東洋経済新報社（1994）や日経産業消費研究所（2003）では，通勤活動を集計することで通勤圏を設定し，日本の都市についての動向を発表している。

４－１　大都市圏・都市圏

日本の場合，高度経済成長期に大都市の膨張が明確に見られるようになり，行政的な地域区分と人々の日々の経済活動のパターンが乖離し始めたことは明白である。特に高度経済成長期には三大都市への人口集中が顕著になっている。その拡大した都市圏域についていかに正確な状況把握を行うのか，という疑問が行政担当者や都市の研究者から寄せられた。そこで，この問題に対処するために，1960年以降の国勢調査より，大都市圏の定義が設定され集計されている。また，1975年の国勢調査からは，大都市圏に加えて都市圏も設定されるようになり，現在では「大都市圏･都市圏」として集計されている。

都市圏・大都市圏も合衆国や英国の場合と同様，地方自治体である市町村の結合により設定されたものであり，中心都市と周辺市町村から構成される。定義は，以下の通りとなる。

大都市圏の中心市は，東京都特別区部及び大阪市，名古屋市をはじめとする政令指定都市である。この際，中心市同士の距離が近い場合には，その地域を統合して一つの大都市圏として取り扱う[3]。一方，都市圏の中心市は，大都市圏に含まれない人口50万人以上の市がその対象となる。以上の通り，大都市圏と都市圏では中心都市の人口規模が異なることが特徴となっている。

大都市圏・都市圏の周辺市町村の設定基準は，中心市への15歳以上の通勤通学者数の割合が当該市町村の常住人口の1.5％以上であり，かつ，中心市と連接している市町村であることとなっている。ただし，通勤・通学者数の割合が1.5％未満の市町村であっても，周囲を周辺市町村に囲まれている場合には周辺市町村とする条項も付け加えられている。

４－２　地域経済クラスター（Regional Economic Cluster, REC）と川嶋の機能的都市地域（Functional Urban Region, FUR）

総務省の設定する大都市圏・都市圏は日本の都市的集落を設定するものではない。その目的においては総務省の公式な定義は存在しておらず，各研究者が独自の設定を行っている。Glickmanや川嶋辰彦の一連の研究はその代表的な設定基準である。

Glickman（1979）は1950年から1975年までの日本の都市化の進展を測るために，川嶋

3）　この条件によって，平成12年の国勢調査においては東京，横浜市，川崎市，千葉市は京浜葉大都市圏，京都大阪神戸は京阪神大都市圏，北九州と福岡は，北九州・福岡大都市圏としてそれぞれ単一の大都市圏として取り扱われる。

との共同研究に起源を持つ「地域経済クラスター（Regional Economic Cluster, 以下RECと略す）」という都市圏の定義を設定し，その地域区分に基づいて調査・研究を行った。RECは中心都市と郊外からなっており，通勤パターンをもとに郊外は決定される。RECの中心都市は以下の三つの設定基準を全て充たす必要がある。第一に1970年の人口が100,000人以上であること，第二に昼夜間人口比率が1.0以上であること，第三は経済世帯数の75％以上が非農家，あるいは兼業農家世帯であることである。また，この三つの設定基準を充たす都市が20km以内に複数存在する場合，それらを単一の中心都市として取り扱うこととしている。

また郊外の設定基準は以下の基準を充たすものである。第一に当該地域へ通勤者数が500人以上，第二に当該中心都市への通勤者数がその市町村の全就業者数の５％以上であること，である。第三に，複数の中心都市に対して同時に基準を充たす市町村が存在する場合，一番多数の就業者の目的地となっている都市に対する郊外と設定することで，複数の郊外として同時に算出される要素を排除した。そして，最後に，経済世帯数の75％以上は非農家，あるいは兼業農家世帯である基準も付け加えられている。

以上の基準を1970年の国勢調査の集計を用いた結果，日本は88箇所のRECが分布していることになった。さらに，設定されたRECの空間的分布を考慮した結果，三つ以上のRECがそれぞれ隣接しあっている複合地域に対しては「標準統合圏（Standard Consolidated Area, SCA）」と設定した。具体的には，仙台，東京，金沢，名古屋，大阪，岡山，松山，北九州の８地域で成立している。

川嶋はKawashima（1978）において，Glickmanとの共同研究の結果，「機能的都市地域（Functional Urban Region, 以下Kawashima－FURと略す）」[4] を設定した。この定義はGlickmanのRECとほとんど同一の定義であるが，その定義は以下の通りとなる。

まず，中心都市は，以下にあげる二種類の都市から成り立っている。まず，都道府県の県庁所在都市は無条件に独立した中心都市として取り扱われる。残された市町村からもう一種類の中心都市の設定が行われる。中心都市は，県庁所在都市以外の市町村のうち，以下にあげる設定基準を全て充たした市町村を指す。第一に，常住人口は100,000人以上であること，第二に昼夜間人口比が1.0以上であること，第三に75％以上の経済世帯数が農家でない産業に従事しているか，兼業農家であること，である。また，先にあげた設

4） Kawashima et al.（1993）によるとFURが正式名称であるが，３節で紹介した英国のFURと区別するために本稿ではKawashima－FURを略称とする。

定基準を充たす複数の都市間の距離が近接している場合には結合して単一の都市として取り扱う。具体的には20km以内の場合にその基準を適用する。

郊外市町村の設定基準としては，当該市町村から特定の中心都市へ500人以上の通勤通学者が存在していること，と当該市町村全通勤通学者数の５％以上が特定の中心都市に通勤通学していること，を同時に充たすことが必要である。また，この設定基準を充たす対象が複数存在する郊外市町村については，通勤者の最も多い中心都市に対する郊外市町村として取り扱うことを定めている。さらに，全経済世帯のうち非農業従事者または兼業農家である家計が75％以上を占めている必要がある。

Kawashima et al.（1993）では，1985年と1990年の国勢調査の集計結果を用いて，Kawashima－FURの設定基準を経済環境の変化に合わせて見直しを行った。1990年のKawashima－FURの設定基準を1970年のKawashima－FURの設定基準から，次の二点について変更をしている。最初の点は，中心都市の定義に県庁所在都市を自動的に中心都市として取り扱う条項を除外した。そして，経済家計の産業構成に関する条項を削除している。これは，英国のSMLA－MELA定義と同様，現代日本では，無用な基準であることを指摘している。その他の基準に変更はない。なお，Kawashima et al.（1993）によると，1990年Kawashima－FURは日本全土に88箇所存在する。

Kawashima－FURの設定基準は，国土交通省による都市・地域レポートで独自の都市圏を設定に用いられている。国土交通省によると，定義は以下の通りとされている。中心地は核都市と命名されており，条件は（1）人口10万人以上であること，（2）昼夜人口比率が100％以上，であることを同時に満たしていることである。また，郊外の定義は（1）核都市への通勤通学者が，全通勤通学者の５％以上または500人以上である市町村となっている。また，核都市が20km以内に併存する場合には，連結して一つの都市圏とする。都市・地域レポート2005によると，上記基準では全国に85の都市圏がある。

４－３　標準都市雇用圏（Standard Metropolitan Employment Area, SMEA）

山田・徳岡（1983）は，日本の都市設定基準として先行者の研究を参照しつつ，「標準都市雇用圏（Standard Metropolitan Employment Area, 以下SMEAと略す）」の設定を導入した。SMEAも他の日本の都市設定と同じく，設定基準を充たす市町村の結合によって構成されている都市圏であること，SMEAを構成する要素として中心都市と郊外市町村が存在すること，である。

個々のSMEAは，中心都市と郊外市町村をあわせた総人口が100,000人以上であることを条件としている。ただし，他の定義と異なる点として，郊外の基準を満たす都市が存在しない場合でも，中心都市の総人口が100,000人以上の場合には，その地域は単体のSMEAとして取り扱うことになっている。

SMEAでは，その中心都市，次にあげる四つの基準を全て充たした場所である。第一に人口規模に関する基準として常住人口が50,000人以上であること，第二に都市的性格を示す指標として全常住就業者数に対して鉱業を除く非１次産業就業者の占める割合が75％以上であること，第三に都市としての中心性を示す指標として昼夜間人口比が1.0以上であること，そして，第四に都市の中心性を示す指標として他の特定の中心都市への通勤者数の全常住者数に占める割合（流出先を合わせた総流出就業者比率）が30％未満であること，である。

一方，SMEAの郊外市町村に関する基準としては，非１次就業者比率が75％以上であることと，当該中心都市への流出者比率が10％以上であること，の二点を同時に充たすこととなっている。また，流出者就業者比率が10％以上となる中心都市が二つ以上存在する可能性が存在するが，その場合には，当該市町村は流出就業者比率の最も高い中心都市の郊外とみなす但し書きも存在する。

この定義は1965年から1995年の国勢調査に対する都市圏設定を行い，研究が各種行われている。

４－４　日本機能的都市圏（Japanese Functional Urban Area, JFUA）

1970年から1990年までの20年間の日本の都市システムの変遷について調査・研究を行ったOsada（2003）は，都市の実勢を反映する都市圏の定義として「日本機能的都市圏（Japanese Functional Urban Area, 以下JFUAと略す）」を設定している。この研究は英国の都市システムとの比較を行う目的に従って設定を行った。したがってJFUAの設定基準は英国のSMLAやLLMAの設定基準を意識した基準を採用している。JFUAは他の日本の都市圏定義と同様，市町村を設定の基本単位としており，各JFUAは中心都市と郊外市町村から構成されている。そして，最初に中心都市の設定基準を定め，その後に郊外市町村を設定する。

JFUAの中心都市の設定基準は以下の通りである。第一に，中心都市はその就業者人口が30,000人以上の単独の市町村である。日本の都市圏の定義では中心都市の総人口規模

が指標としてしばしば用いられるが，JFUAの場合は，日常の経済活動を重視するために，労働者の人口規模を用いている。第二の基準は，昼夜間就業者人口比が1.0以上であることである。これは，中心都市は郊外市町村から労働者を誘引する雇用の中心地であることを指し示す基準である。また，設定を単純化する目的のため，複数の都市を結合して単一の中心都市として取り扱う条項は除外している。

JFUAの郊外市町村は，次にあげる基準を全て充たした場合に認められる。第一の基準は，JFUAの中心都市に対して該当市町村の全就業者人口の7.5％以上が通勤していることである。第二の基準は，中心都市から切れ目なく存在する郊外市町村であること，である。第三に，複数の中心都市に対して第一と第二の基準を充たす時は，通勤比率が高い都市の地域とする。このようにして周辺市町村が決定される。

なお，以上の設定基準を1990年の国勢調査を用いて集計したところ，154のJFUAが存在することが確認された。

４－５　都市雇用圏（Urban Employment Area, UEA）

米国ではSMSAをさらに推し進めたCBSAが導入される背景として，日々の経済活動が複雑になり，今までの都市圏定義を単純に適用するだけでは，本来は都市圏に含められるべき地域が除外される可能性の存在がある。日本において同様の問題に対応するために，従来の都市圏の定義を研究した上で，新しい定義が設定された。それが，金本・徳岡（2002）が発表した「都市雇用圏（Urban Employment Area, 以下UEAと略す）」である。UEAでは，基礎となる人口に関する指標としてDID[5]を利用し，合衆国のCBSA的な設定基準を設定している。UEAの基本概念は，DIDの人口が１万人以上の市町村を含めるものである。

UEAの中心地は以下にあげる二種類の基準のどちらかを充たす市町村である。第一の基準は，DID人口が１万人以上の市町村で，他都市の郊外ではない場合である。そして，第二の基準は，郊外市町村の条件を充たしている場合でも，（a）従業常住人口比が1.0以上であり，かつ（b）DID人口が中心市町村の３分の１以上の人口を持つか，あるいは

5）実際の市街地を把握するために1960年の国勢調査から導入された人口集中地区（Densely Inhabited District, DID）のことである。DIDとは，市区町村の区域内で人口密度が4,000人/km^{2}以上の基本単位区（平成２年以前は調査区）が互いに隣接して人口が5,000人以上となる地区に設定される。但し，空港，港湾，工業地帯，公園など都市的傾向の強い基本単位区は人口密度が低くてもDIDに含まれる。

100,000人以上，の（a）と（b）の両方の条件を充たしている場合である

そして，郊外市町村を定める設定基準は以下の通りとなる。中心都市への通勤率が（a）10％を超えているものを（１次）郊外市町村とする。さらに，（b）郊外市町村への通勤率が10％を超え，しかも通勤率がそれ以上の他の市町村が存在しない場合にはその市町村を２次以下の郊外市町村とする。

また，例外事項をあらかじめ設定している。第一に，相互に通勤率が10％以上である市町村が存在する場合には通勤率が大きい市町村を小さい市町村の郊外とする。そして，第二に中心都市が複数の市町村から構成される場合には，それらの市町村全体への通勤率が10％以上の市町村を郊外とすることを明言している。第三に，通勤率が10％を超える中心都市が二つ以上存在する場合には，通勤率が最大の中心都市の郊外とし，さらに，中心都市および郊外市町村への通勤率がそれぞれ10％を超える場合には，最大の通勤率のものの郊外とする。と設定している。

以上の定義よりUEAが決定されるが，DIDの人口規模によって「大都市雇用圏（Metropolitan Employment Area, MEA）」と「小都市雇用圏（Micropolitan Employment Area, McEA）」の二種類に分類される。大都市雇用圏はDID人口が50,000人以上の都市雇用圏であり，小都市雇用圏は10,000人以上50,000人未満の人口を抱える都市雇用圏をさすものである。

1995年の国勢調査の結果を用いると，大都市雇用圏が118，小都市雇用圏が160存在する。

5　終わりに――今後の方向性――

今回は都市研究で用いられる都市圏について，アメリカ合衆国，英国および日本の都市圏定義のうち，代表的なものをいくつか取り上げた。都市圏の設定は，経済活動の中心地とその影響下にある郊外（周辺地）を一体として取り扱うという基本的概念は類似しているが，定義を設定する主体が重視する項目の違いを反映しており，また実際に入手可能な統計データの種類等に制約を受けつつも，それぞれ独自の発達を遂げてきたことが理解できる。

合衆国の場合，SMSAに代表される設定基準を時代に合わせて修正する過程が窺えた。ここでは，国における都市の実勢を正確に把握しようとする政府の考え方が明確に表れている。

英国の都市圏の定義は，政府による統一的な定義が存在しないことを踏まえ，合衆国の方法論を利用しつつ，定義を発展させてきた。英国の都市圏設定の特徴として，国土全体を網羅するような機能的地域を設定する傾向が見られることを挙げることができる。これは特にLLMAに見られるが，MELAにもその要素が見受けられる。英国においては単に都市圏を設定するのではなく，国土全体の機能的な地域のつながりを把握しようとする側面が重視されているように思われる。

日本の都市圏設定基準は，合衆国の都市圏の定義に対してその中心概念を忠実に適用している都市圏の定義が多く見られる。このことは合衆国の分析結果と比較を行うにも有効であると考えられる。ただし，国土全体を網羅する定義ではないことを理解しておく必要はある。

以上の通り，都市圏の設定基準を比較しただけでも，今回取り上げた三カ国の考え方の相違点については興味深いものがある。今後の都市圏設定の方向性としては，市町村合併をはじめとする地方のあり方について注目が集まる時代であるので，日本の都市圏設定で英国の定義のように国土全体を網羅する機能的地域の設定を試みることは，重要であるように思われる

【文献】

金本良嗣・徳岡一幸（2002）日本の都市圏設定基準，『応用地域学研究』No.7, 1-15,（2002）

国土交通省（2005）都市・地域レポート

総務省統計局（2004）大都市圏の人口（平成12年国勢調査編集・解説シリーズNo.10），日本統計協会

東洋経済新報社（編）（1995）習慣東洋経済臨時増刊：地域経済総覧 '94，東洋経済新報社

日経産業消費研究所・日本経済新聞社（2003）変貌する都市圏2004年版――2000年国勢調査にみる全国都市圏の盛衰――，日本経済新聞社

山田浩之・徳岡一幸（1983）わが国における標準大都市雇用権：定義と適用――戦後の日本における大都市圏の分析（１）――，『経済論叢』（京都大学）第132巻，１・２号

山田浩之・徳岡一幸（1983）わが国における標準大都市雇用権：定義と適用――戦後の日本における大都市圏の分析（２）――，『経済論叢』（京都大学）第132巻，３・４号

Champion, A.G. et al.（1987）Changing Places, London: Edward Arnold

Coombes, M.G. et al.（1982）Functional Regions for the Population Census of Great Britain, in: Herbert, D.T. and Johnston, R.J.（eds）Geography and the Urban Environment: Progress in Research and Applications, vol. V, Chichester: John Wiley & Sons

Glickman, N.J. (1979) The Growth and Management of the Japanese Urban System, Academic Press

Hall, P. et al. (1973) The containment of Urban England: 1945–1970, London: Allen and Unwin

Hall, P. and Hay, D. (1980) Growth Centre in the European Urban System, London: Heinemann Educational

Kawashima, T. (1982) Recent Urban Trends in Japan: Analysis of Functional Urban Regions, in T. Kawashima and P. Korcelli (eds.) Human Settlement System: Spatial Patterns and Trends, Laxenburg: International Institute of Applied System Analysis,

Kawashima, T. et al. (1993) Metropolitan Analyses: Boundary Delineations and Future Population Changes of Functional Urban Regions, in: Gakushuin Economic Papers, 29, pp. 205–248

Smart, M.W. (1974) Labour Market Areas: Uses and Definition, in: Progress in Planning, 2, pp239–353

Osada, S. (2003) The Japanese Urban System 1970–1990, in: Progress in Planning, vol.59, pp125–231

Spence, N.A. et al. (1982) British Cities: An Analysis of Urban Change, Pergamon